

専門委員会規程

第1条（専門委員会）

公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）は、定款第41条に基づき、本協会の事業の達成と円滑な運営を図るために、次の委員会を置く。

- (1) 組織委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 国際委員会
- (4) 技術委員会
- (5) フェアプレイ委員会
- (6) アンチ・ドーピング委員会
- (7) 指導者育成委員会
- (8) スポーツ医科学委員会
- (9) 財務委員会

第2条（所掌事項）

各専門委員会は、次の通り所掌事項を分掌する。

- (1) 組織委員会
 - ア 加盟団体の組織基盤強化に向けた支援、指導に関する業務
 - イ 本協会が主催する競技会の開催地選定に関する業務
 - ウ 都道府県体育協会加盟促進に関する業務
 - エ 国民体育大会参加推進に関する業務
 - オ 全国ブロック連絡協議会の運営に関する業務
 - カ その他、目的を達成するために必要な業務
- (2) 広報委員会
 - ア 本協会及び国内外の情報の広報に関する業務
 - イ 機関誌の定期的な発行に関する業務
 - ウ ホームページの管理に関する業務
 - エ 競技会の開催・結果の広報に関する業務
 - オ その他、目的を達成するために必要な業務
- (3) 国際委員会
 - ア 国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）本部との連絡及びIPFの関連情報の収集に関する業務
 - イ アジアパワーリフティング連盟（以下「APF」という）本部との連絡及びAPFの関連情報の収集に関する業務
 - ウ 海外の各パワーリフティング団体との連絡に関する業務
 - エ 海外でのパワーリフティング関係の情報収集に関する業務
 - オ 海外での競技会、国際会議等への参加に関する業務
 - カ その他、目的を達成するために必要な業務
- (4) 技術委員会
 - ア 公認審判員講習会、公認審判員昇級認定（1級、2級）並びに公認審判員1級、

2級及び3級の認定試験に関する業務

- イ 国際審判員の資格取得に関する業務
- ウ 競技者の育成、競技力向上、技術習得等の講習会開催に関する業務
- エ 本協会が主催する競技会の運営・進行に関する業務
- オ 海外の競技会に派遣する競技者及び国際審判員の選考に関する業務
- カ 競技会の公認、日本記録の認定に関する業務
- キ 競技規則の制定及び改正に関する業務
- ク 全日本選手権大会の標準記録作成に関する業務
- ケ 日本記録の広報及び保存に関する業務
- コ その他、目的を達成するために必要な業務

(5) フェアプレイ委員会

- ア アマチュアスポーツ基準の研究及び資格審査に関する業務
- イ 「役員・職員倫理規程」、「競技者等に関する規程」に基づく役員、競技者、その他審判員等の行動規範の維持・向上及び遵守事項・禁止事項違反に対する処分に関わる業務
- ウ その他、目的を達成するために必要な業務

(6) アンチ・ドーピング委員会

- ア 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携と協力
- イ アンチ・ドーピング、TUE（Therapeutic Use Exemption）等に関する情報収集及び情報提供
 - ※「TUE」とは、治療目的使用に係る除外措置（Therapeutic Use Exemption）のことであり、ドーピング禁止薬物であっても治療目的で使用したい場合、申請して承認されれば、使用ができる手続きのこと。肘関節の曲がり角度について承認を得る場合も、この手続きを取ることが必要である。
- ウ ドーピング検査の実施に伴う実務及び指導に関する業務
- エ アンチ・ドーピング活動の推進・指導・教育に関する業務
- オ その他、目的を達成するために必要な業務

(7) 指導者育成委員会

- ア 公認スポーツ指導員養成講習会・認定試験の実施に関する業務
- イ 生涯健康指導士養成講習会の実施に関する業務
- ウ 資格認定及びその更新に関する業務
- エ 競技者の育成、競技力向上等に関する講習会へのスポーツ指導員紹介、派遣等の支援業務
- オ 公認スポーツ指導員及び生涯健康指導士の資質向上に関する業務
- カ その他、目的を達成するために必要な業務

(8) スポーツ医科学委員会

- ア 本協会が主催する競技会における役員、競技者、観客等の怪我等の事故未然防止措置及び事故発生時の対応措置に関する業務
- イ 競技の安全性向上に寄与する医学的知見の収集と助言
- ウ 競技力向上に寄与する医学的知見の収集と助言
- エ TUE（Therapeutic Use Exemption）に関する選手への助言とサポート
- オ パワーリフティングを通じての健康増進活動

- カ アンチ・ドーピング委員会との連携と協力
- キ 医学的事項に関する情報提供
- ク その他、目的を達成するために必要な業務

(9) 財務委員会

- ア 財務基盤の拡充、安定化に関する業務
- イ 賛助会員、協力団体の募集、登録、維持管理等に関する業務
- ウ 寄付行為に関する業務
- エ 本協会が主催する競技会でのビデオ撮影、物品販売等の許認可業務
- オ その他、目的を達成するために必要な業務

第3条（組織）

- 1 各専門委員会の委員長、副委員長及び若干名の委員（以下「委員長等」と総称する）の選任及び解任は、本協会定款第41条に基づき理事会の決議による。
- 2 委員長等の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 3 委員長等が任期途中で交代した場合並びに副委員長及び委員を途中で追加選任する場合、その後任委員長等の任期は残りの期間とする。
- 4 第1項に基づく委員の選任に際しては、委員候補者に関する略歴と委員長の推薦状を理事会に提出しなければならない。略歴等の書式は別途定める。

第4条（委員長）

- 1 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

第5条（招集）

専門委員会は必要に応じ、委員長が委員を招集して開催する。

第6条（部会）

- 1 専門委員会は、必要に応じ専門委員会の職務範囲内において個別課題を担当する部会を置くことができる。
- 2 各部会の部会長には委員長又は副委員長が就任し、各委員はいずれかの部会に属する。

第7条（理事等の出席）

- 1 専門委員会は、定款又はこの規程に基づく事業の運営等について必要があると認める時は、委員長等以外の理事又は学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、必要に応じて各専門委員会の会合に出席し、意見を述べるることができる。

第8条（決議）

専門委員会及び当該専門委員会が必要に応じて設置した部会の議事は、出席委員（委任状を含む）の過半数で決する。

第9条（理事会への報告）

専門委員会は、理事会の求めに応じて随時その業務について理事会に報告し、理事会の承認を得るとともに、必要により理事会の指示に従わなければならない。

第10条（専門委員会の独自性と制約）

- 1 この規程に定めるものの他、専門委員会の運営上必要な事項は各専門委員会において別に定めることができる。ただし、その内容は理事会の承認を得なければならない。
- 2 専門委員会の委員長、委員及び各専門委員会に帰属して活動に協力する者は、開示について規程類に定められている場合を除き、職務上知り得た個人情報、その他の情報及び理事会で機密事項として指定された情報を、定款第19条第3項に規定する業務執行理事によって構成される業務執行役員会（常務会）又は理事会の承諾なしに無断で本協会の役員・職員以外の第三者及び不特定多数に対して提供又は開示してはならない。
- 3 前項の規定に違反した場合、「役員・職員倫理規程」第6条第1項の規定に基づいて処分を行うものとする

第11条（新規委員会の設置、解散等）

- 1 新たに専門委員会を設置する場合は、理事会の決議を要する。
- 2 専門委員会の名称を変更する場合は、理事会の決議を要する。
- 3 専門委員会を解散する場合は、当該専門委員会において審議した上で、理事会の承認を得なければならない。

第12条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第13条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年11月30日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成26年12月20日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規程は、平成27年3月17日に改訂し、同日より施行する。
- 5 この規程は、平成27年12月27日に改訂し、同日より施行する。